

平成 27 年度第 5 回二宮町下水道運営審議会会議録

日時 平成 27 年 12 月 22 日（火） 午前 10 時 00 分から午前 11 時 55 分
場所 二宮町役場 2 階 第 1 会議室
出席者 井上良光会長、添田米美副会長、桑原英俊委員、黒木勇委員、菊田稔委員、
海野淳委員、松尾武保委員、村田耕一郎委員、土谷美智代委員
欠席者 市来裕子委員、越地祐佳委員
事務局 都市経済部長、下水道課長、業務班長、業務班主事、業務班主事補
傍聴者 4 名

1 開会

おはようございます。本日は、年末のお忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。定刻となりましたので、平成27年度第5回二宮町下水道運営審議会を始めさせていただきます。

司会を務めさせていただきます下水道課長の戸丸と申します。よろしくお願ひいたします。

司 会 お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。

本日は、市来委員と越地委員が所用によりご欠席との連絡をいただいています。審議会条例第7条第2項の規定により、過半数を超えていますので、会議は成立していることを報告させていただきます。

<配布資料の確認>

司 会 それでは始めに、井上会長より一言ご挨拶をお願いします。

2 会長あいさつ

会 長 皆様、おはようございます。だいぶ年も押し迫りまして、何かとお忙しい暮でございます。皆様方大変お忙しい中ありがとうございます。当審議会の審議も大詰めを迎えまして、ひとつよろしくご審議の程お願いいたします。よりよい答申にしたいと考えておりますのでよろしくご審議の程お願いいたします。

司 会 ありがとうございます。

議 長 議事に入る前に委員の皆様にお諮りいたします。審議会の公開についてですが、

当審議会は公開が原則となっています。本日の会議内容は公開して問題があるものでないと思われませんが、いかがでしょうか。

～ 異議なし ～

議 長 異議なしとのことですので、本日の会議は公開とさせていただきます。傍聴希望の方がおられましたら、入室をお願いします。

事務局 4名の方が傍聴希望としておられます。

<傍聴者入場>

議 長 それでは議題に入ります。議題（１）「二宮町公共下水道使用料の改定について」を議題といたします。事務局より資料の説明を受けた後、ご意見等をお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いします。
それでは、事務局より資料の説明をお願いします。

3 議題

（１）二宮町公共下水道使用料の改定について

<資料1-1～1-3について、事務局より説明。>

議 長 ただいま、資料1-1～1-3について事務局より説明がありました。これより審議に入りたいと思いますので、ご意見がありましたらお願いします。

委 員 今数字的な部分をそれぞれ資料1-1で説明していただいたのですが、なかなか判断が難しいものですので、それぞれの案のメリット・デメリットを重ねても結構ですので、もう一度説明をお願いします。

事務局 改定案Aにつきましては、一律全ての区分に掛けるものですので、全てのところで公平にご負担をいただくという考え方になっています。

続きまして、B案ですが、こちらは基本料金を変えておりませんが、使用者が一番多い37㎡が含まれる区分の改定率をだいぶ抑えておりますので、例えば小規模排水者の方や一般町民の方の負担額がかなり抑えられるものですが、逆に事業者の負担がだいぶ大きくなるものです。

C案の①につきましては、基本料金を変えている点でB案に比べますと負担率が上がってはしまうのですが、こちらの改定案につきましても、小規模排水者等の負担が抑えられるものです。

C案の②につきましては、こちらは一律に上げたA案とだいぶ近いものとなっております。ただその中でも、使用者の多い区分の若干改定率を下げておりますので、町民の方には若干負担率が低く、逆に多量排水者と申しますか、事業者の負担率が若干高くなります。

最後にC案の③についてですが、こちらは逆に多量排水者の負担が少なく、町民の方の負担が若干多くなるというものです。

簡単ではございますが、以上です。

委員 確認をさせていただきたいのですが、資料1-1について、平成24年度の改定案も今回と同じようにいくつかの案が出て、その中から選ばれたのか、或いは初めからこの案が提示されたのか、その辺りはどうなのでしょう。

事務局 平成24年度の時の決め方と申しますか、資料の構成という解釈でよろしいでしょうか。

委員 平成24年度の改定方法に関して、初めからこの案が出されたのか、それとも今回のようにいくつか案が出されて、その中からチョイスされたのか。それをお伺いしたい。

事務局 24年度の時は、やはりいくつかパターンを出させていただいて、それでその中で今決まっている状況に決めていただきました。その中でも%につきましては、細かい微調整があったかと思えますけども、最終的に皆さんのご意見を聞いて決まったということです。

委員 そうすると、平成24年度にこの案に決まったというのは、何か裏付けがあるのですか。いくつか出された中でこれに決まったということでしたので。例えばこの例だといくつか案があって、Cの①だと小規模排水者に有利、Cの③だと小規模排水者の方に負担がかかるという、いくつかの案があるのですが、平成24年度でCの②の案に固まったというのは、何かいきさつがあるのですか。

事務局 当時の細かいことは分からないのですが、小規模排水者の方の負担が少ないよという配慮をしながら、16m³~40m³のあたりを少なく抑えながら%を構成しているということになります。

委員 この辺の決め方が大事なのですね。だから、一番使用量が多いのが37m³なのですね、そうすると、一般町民の方が一番多いところだから、この辺のところ

の改定率が少ない方が一番好ましいのでしょうか、前回決まったCの②の案だと必ずしもそうではない、ちょうど平均というかいいたところ取りをしているような気がするのですが、それで皆さんが納得されたのかどうかということなのですけども。

事務局 平成24年度改定の時の資料を見ていますが、やはり最終的にこの累進従量制を決める時には、今回と同様に5つの案を提出させていただきました。その中でも先程説明のありました、最終的に決まったのは、小規模排水者の方の負担を少し抑えようということで、それは一人暮らしの方であったり、沢山使わない方にはあまり過度な負担をかけるのはよましようということで、また多量に使われる方につきましては、従量制の原則と申しますか、沢山使った方にはそれなりの負担をいただきますということで、最終的に、総意ではなかったのですが、前回の時は委員さんの挙手で一番多かった案に決定させていただいたということで、今回お示ししました、パターンの中ではCの②です。これが前回と同じというような形で今回案として入っているものでございます。

委員 Cの②というのは、Aの一律にかなり近いですね。

事務局 そうですね。ただ、今回も前回もそうなのですが、一番多く使われている方というのが、二宮ですと平均で37m³、前回でも40m³というところの利用者の方をターゲットにさせていただいたことを覚えているのですが、二宮のほとんどの方がその排水量の方になりますので、そこの方のご理解・ご意見を一番取入れて検討させていただいて、最終的に決めたということでございます。

委員 多量排水者のところの改定率が増えるということに関しては、多量排水者の方からかなり抵抗があるのでしょうか。

事務局 多量排水者と申しますと、事業者と申しますか企業ですので、やはり節約というか節水というもので敏感に反応しています。ですので、料金が上がるとなると、ぐっと節水するという形です。

今回多量排水者と申しますか、事業的には老人介護施設ですとか後は商業施設です。そういうところが町内のメインになってきますので、経費節減という意味合いではそういうところが多くなってくると思います。

調定件数もそうなのですが、1,000m³を超え2,000m³までと2,001m³を超えるものが40件と5件ということなのですけども、そのあたりの事業者ということですよ。

委員 先程委員がおっしゃった、この表の位置付けということでいうと、Cの①はかなり小規模排水者に偏っている、Cの③は多量排水者の方にメリットを出しているということで、Cの②が一律平均に対して平均的な使用者のところ、少し%を下げているということで、そういう意味合いですか。

事務局 はい。

委員 ということは、Cの①とか③というのは、一般の町民の方に対して、デメリットがあるということですか。例えば、Cの①に決めたとなると、それなりのデメリットがあるということなのでしょうかね。

要するにCの①とCの③というのは、使用者に対して両極端の例を示しているわけですよね。それで、Cの②というのが、だいたい一律平均で使用者の多いところで少し金額を下げているということですよね。ということは、例えば、今日の会議で、Cの①とかCの③に決めることは問題があるのですか。Cの②に決めれば無難なのでしょうけど。要は、この表を出された意義というのが、どれでもいいということなのか、やはりこれに決めてほしいということなのか、その辺がちょっと分からない。

事務局 これも考え方のひとつなのですけども、二宮の例ではないのですが、ある市では、多量排水者の事業者の多い市があるのですが、そうしますと、下水道運営審議会の中でもそういうところは、事業者になんらかの配慮をした形で、使用料の料金を決めているようです。二宮でいう2,000m³以上の桁が違うぐらい使われる工場なり業者がおりますので、そこのところは逆に、今回の例で言いますとCの③です。これを採用されて料金決定しているようです。

二宮の場合は、事業者さんよりも町民の方を重視した形でお決めいただきたいなと考えております。

それで、事業者さんは二宮にあまり多くありませんので、そこを逆に高くしてしまうと節水がまた更に上乗せされると、値上げさせていただいてもその部分はあまり効果が表れないのではないかと思いますので、その辺も含めて事務局としては前回と同じような考え方を持ったCの②が一番望ましいのかなと考えております。

委員 因みにこの数値は2ヶ月分ですか。

事務局 そうです。

委員 事前に資料を読んでいくつか疑問があったのですが、まず今までの話の中で一番多いのが37㎡というのが、どうも頭の中で平均的な所得と勝手に自分で置き換えてしまっていたのですが、実は低所得者が必ずしも少量ということには限らないわけですよね。そうすると、逆に多いのが高所得というわけでもないので、逆にお子さんがいらっしゃるご家庭は、例えば私のところがこれに入るのですが、子供が運動部なのでかなり使うのですね。そうすると、今子育てについて一生懸命やっていますが、下水道料金が上がることで「えっ!？」ということになる。その辺を配慮したうえで料金を決めていただいていた方がよいのかなど。もう一つは、2,000㎡を超えるのが老人介護施設とのことで、となると利用者の負担が大きくなりませんか。

事務局 今の話は、その通りでございます。今言われる、所得云々ということは考慮されている計算ではないので、あくまでも使用量で見させていただいています。資料1-1に書いてある調定件数が、そこを使用されている使用人数になるものなのですが、調定ですので、年6回という形であげてしまいますので、件数と人数が実際にはイコールにはならないのですけども、割合で見いただくと、やはり16㎡から40㎡の方が人数として一番多いところにいらっしゃる。では、所得を見て、そのところが所得が多いのか少ないのかということは、全然見ていないところですので、今言われるように、使用量が多ければ、生活的な使用頻度が高い家庭というのが入ってきてしまいますので、そのあたりはまた別の話でございます。

また、介護施設というと、経営上そういう公共料金が加味された料金が当然来ると思うのですが、上がるとなると当然利用料に反映されてくるというのはあるかなと思います。

委員 大幅に上がるなど、少し心配になっただけです。

事務局 それが直接利用料に反映するかどうかというのは分からないのですが。

委員 もう一点だけよろしいですか。基本料金だけ見ていると、いくつかの案で上がったたり下がったりが若干あるのですが、ここを上げておけば収入は確実に上がるわけですよね。でも、Cの①のように基本料金が下がってしまうと、値上げをしても全体的に下がってくるから、最終的な使用料収入が一律にならなくなってくるおそれはないのでしょうか。そこまで考慮して決めるべきなのではないでしょうか。

事務局 節約の問題が確かにあるのですけども、どのぐらい節約されるかというのは推

測できない部分がありますので、現状で総額から逆算して求めているもので、どのパターンをとっても総額としては変わらないです。

ただ、今言われる、節水や節約というものが働いて、排水量の区分が変わってきますと、当然使用料は減ってきますので、実際の数字は変わってきてしまいます。ただ、それがどのぐらい影響するのかというのは判断しきれないところがありますので、今のところは見ておりません。

委員 それって、もしかするとこの収入が見込まれないから、3年後にまた上げなきゃいけない可能性まで考慮して考えなくてはいけないということですね。

やはり、書類上3年というのは、役場としてはそれでいいのかもしれないけど、使用している側からすると、3年なんて“ちょっと前”なので、「この間上げてまた上げるの？いったいどういう計算をしているの？」と疑問を生じるところです。だから、今回話し合いの中で、“足りないのだ”、“どうしても上げなければならぬのだ”ということで納得してきても、いくら計算しても、じゃあこれだから3年後こうしてと言った中で、いや3年後やはり足りませんでした、皆さん節水しました、でも町民からすると節水は当たり前ですよ。今、上水も節水で使われていないということでこの間チラシが入っていましたが、今後節水を進めていく側にいるのですけど、そうすると、明らかにこれが減る可能性があって、その中で節水は考えていませんというのはどうなのかなど。

事務局 節水は考えていませんというよりも、いくらぐらい節水されてしまうのかというところが考慮できないので、数字的には反映していないということでございます。

当然社会情勢なり今言われるように所得の関係で経済的なことも変わってきますので、そのまま変更をしないというわけにもいきませんので、3年ごとに見直しをします。ただ、見直すから値上げをするということではありませんので、今の状況がどうなのかということを見直すということで、検討するということが解釈していただければと思います。

委員 基本料不変のBの考え方、これは二宮町と同じような他の町村の場合は、こういうケースはあるのですか。

結局ひとつひとつ削除していかないと、いつまでたっても並べていては埒がわからない。

事務局 手元にあるのが平成24年度以降の県内の改正の市町村のデータなのですが、その中に基本料金をあえて変えずに従量の料金区分だけに改定率を掛けるという

市町村はないようです。

委員 ということは、基本料に%を掛けるというのは、言ってみれば基本ということですね。

事務局 改定において基本料金だけを除くというのは、過去3年分のデータではされているところはないようです。

委員 基本料に掛けるということは、以下のところに全てかかってくるということですよ。

事務局 そうですね。全ての使用者に等しく影響がございました。

委員 Bがそういうことであるとすれば、Cの①とCの③は、ものの見方によってはエキセントリックというか、改定幅としては少し異常な感じもしますね。どちらかに偏っているということです。

事務局 どちらの方に寄り添うかという話ですね。小規模排水者さんに寄り添うのか、事業者さん、多量排水者に寄り添うのかという。

委員 その辺のニュアンスというのが我々には分からないのですね。一般町民の方が、どちらがいいのかということが。

確かに今お話しがあったように、私どもの家庭ではたまたま夫婦二人だけですが、 37m^3 よりも 40m^3 から 60m^3 の間ですね。この辺ではないかという気もするのですがね。この資料で見ますと 16m^3 から 40m^3 のところが一番多いようですが。

委員 話が戻ってしまうようですが、B案で多量排水者の改定率が50%を越えるものになっていますが、考え方なのですが、使用料を抑制するのか、大口だから処理費にお金がかかっているので大口から多くとるという考え方はどうなのですか。

事務局 特に今言われる設備投資などは考慮していません。先程申しましたように、町内は大きな事業所は少ないですから、やはり使用量が一番多い区分を主眼に置いてやらせていただいております。

委員 一般的な物の売買でいえば、一番多いところは下げるものですよ。B案で上げた場合に、節水意識がこのご時世ですから更に強まって、使用量が減って結果

的に収入が伴わないこともありますので、これはよくないと思います。

委員 どこで線を引くかが難しいですね。

委員 当然値上げというふうに考えていらっしゃるのですが、一般会計の方から繰入されますけども、それに対して負担が大きいということで値上げの対象になっているということですか。もう一度確認させてください。

議長 今回の改定の一番の考え方ということですね。

委員 はい。根本部分です。

事務局 今まで色々議論させていただいた中で、やはり一般会計からの繰入金、下水道経営の中で、元々使用料で賄わなければいけない部分があったのですが、それでは間に合わないので、一般会計からの繰入ということで、下水道運営をさせていただいております。一般会計から繰入れすることについても、やはり一般会計自身も厳しいところがありますので、いかに下水道使用料として負担していただくかということで今回値上げを検討させていただいて、結論的には値上げという方向にさせていただいております。その中で、経費回収率を100%にするのが将来的にはよろしいのですが、今回はそこまでいきませんので、80%にできるような改定率ということで、今回13.1%という数字を出させていただいております。そういうことですので、今回何パターンか出させていただいているものについて、経費回収率を80%にするにはいくつかのやり方ということで今5パターンを出させていただいています。その分で少なからずとも繰入金の負担を少なくするというにはなってきます。

委員 それに対して、今書いてありますけども「雨水は公費、汚水に関しては私費」という原則は変わらないということですね。

事務局 そうということです。

議長 他の市町村の改定状況はいかがでしょう。

委員 言ってみれば増減の話だと思うのですが、それぞれの市町村のまちづくりとか、このまちをどうしていこうかということで、それから自ずと導き出されてくるのかなと思うのですが。本当は均一がいいのですよ。二宮町の総合計画と

どうか、どんなまちをつくろうかというところをもう一度確認させていただけると、例えば企業誘致をどんどんしていくのだ、或いは今定住されている方々に幸せな生活を送ってもらうのだなど、そういうこれからのまちづくりをどうしていくのかというところで逡増度は議論していくのがよいのかなと思います。仮にそういうのが何もないのであれば、現行の逡増度が決まっていますので、正しいと仮に置けばAの一律でいいのですよ。単純に言えば。ただ、こういう経済状況厳しい中で、料金改定をさせていただきたい、逡増度を少し考えていきたいとすれば、やはりまちづくりをどうしていくのかということに入っていきのかなと思ひながら、最終的には利用者の方々の意見が一番重要なのですが、そういうのももう一回振り返ってみるのも大事なかなと思います。

委員 色々今話があったところですが、どうでしょう、5案のうち絞っていただいて、両極端を排除して、Cの①とかCの②とか出ていますけども、Bについては大口について極端に上げ幅が大きい。先程お話しにありましたとおり、この中には町内の福祉施設もそれから大口の利用者につきましては、これが上がることによってより一層の節水率が高まるのかなと考えますので、こういうのを排除するとか、例えば、あともう一つ、Cの③についても極端に大口に配慮しているというので排除していただいて、残りの3つをどうするかということに絞っていただいてご検討いただくのではどうでしょうか。

(賛成の声あり)

議長 そうしますと、B案とCの③を削除して、A、Cの①、Cの②の中から選んでいただくことになりますが、どうでしょう、多数決にしますか。

委員 先程メリット・デメリットを説明されたのですが、今一つメリット・デメリットが分からないのですよ。上げたら収入が上がりますではなくて、こうなってくるとこうですという明確なメリット・デメリットを今持っていますか。

でないと、“やるにはやったけど、やっぱり予想と違ったじゃん”ということになると私たちもやってきた意味がなくなってしまうので。

事務局 それぞれこの案を作るにあたって色々検討させていただいております。

繰り返しになりますけども、単純にAの一律については広く浅くと申しますか、広く皆さんに公平に負担していただくということで、一律に13.1%を掛けさせていただく、そうすると不公平感もなく、全ての方について上げさせていただくというところで、上げる理由として一番ご理解いただけるのかなと考えています。

Cの①でございますけども、これが低所得の部分について、基本使用料も低めに抑え、低使用量についても低めに抑えているということでございますが、その抑えた分使用量を多く使っている方について、どんどん負担が大きくなってきてしまうという、それがデメリットになってしまいます。それから、先程委員が言われますように、多くなればなるほど、家族構成なり経済的に厳しい生活の上で使われている方もいらっしゃるということを考えると、60m³、80m³、100m³辺りの方については非常に厳しい負担になってくるのではないかなという気も致します。

そうするとCの②でございますので、これも先程から出てはいますけども、一律の考え方とほとんどよく似た%の上げ方でございますので、若干小規模排水者の方について軽減されているというような形でございますので、上げ幅が少しずつ使用量が多い方に傾いているというような形です。ですので、A案とCの②は意味合いの中では似ているものでございます。

委員 その上で私はCの①も反対をします。理由は、16m³から40m³を抑えたとしても、福祉施設が含まれている以上、こちらの方が上がれば当然利用料が、もっと怖いのが、利用料が上がった時に企業が耐えられなくなってここから出ていかれてしまった場合、町民全体というか、町全体のサービスの低下に結び付いてしまうのであれば、本末転倒というか、やっていることが意味をなさなくなってしまうので、Cの①には反対します。

委員 仮にCの②とすると、40m³として2ヶ月で800円台の値上げになるのですね。Aの場合は400円から500円ぐらい、2ヶ月でという。

事務局 資料1-3をご覧くださいますと、税抜にはなっているのですが、各案を採用した場合の排水量ごとの金額と括弧内にあるものが現行からの増額分になりますので、今ご質問のありました40m³でCの②ですと、現行から516円のプラス、これに消費税が乗っかってくるような形です。

委員 そうすると月々250円から260円ぐらいの増ということですね。

事務局 1ヶ月分ですとそのようになります。資料1-3の数字はあくまで2ヶ月分の金額になります。

委員 自分の家がどのように上がるかと思って、水道量を去年と今年の2年間見てみたのですが、我が家も夫婦二人なのですが、奇しくも63.5m³ということで、64m³

で計算してみたのですが、A案でいくと988円、B案でいくと756円、Cの①で865円、Cの②で940円、Cの③で984円という数字が出ました。数字だけ見るとB案が我が家にとっては一番ありがたい数字なのですが、色々と加味するとCの方で採らざるを得ないのかなと考えています。

委員 私もCの②でいいと思います。

委員 私もCの②でいいと思います。それは何でかというところ、やはり多少負担を軽減していかないと、先程も言われましたとおり、(Cの①は)業者(の負担)が多い程出て行かれると困りますので、負担が多くなりますので、Cの②がいいと思います。

委員 改定すると3,000万円ぐらいの増になりますけど、使用料収入を確保するとなると、先程から出ている37m³あたりの使用料収入が大きくなるような方法を探るべきではないかなと思います。

議長 平成24年度の時に改定は確か大幅な改定、20%ぐらいでしたよね。

事務局 20.4%でした。

議長 その時は、おそらく節水もあったかと思いますが、その当時の問題点はありましたか。

事務局 平成24年度に改定しまして、平成23年度と比較した場合なのですが、節水の影響があったかどうかというところ、有収水量については減少でなく逆に上昇しております。それに伴いまして、当然使用料収入も上がっているという結果が出ておまして、これはおそらく第2回あたりの審議会でも申し上げているのですが、原因といたしましては、現在整備を進めている最中ですので、整備をして新たに使えるようになった区域が当然新規に100%ではありませんが接続していただいております。その方たちによる増量分が節水による減少分を吸収して上回った結果ではないかと分析しております。

議長 時間もあることですので、この辺で、各案の決を採りたいと思います。B案とCの③を削除しまして、A案、Cの①、Cの②ですか、まずA案について賛成の方。

～ 1名が挙手 ～

議 長 Cの①に賛成の方は。

～ 挙手なし ～

議 長 Cの②に賛成の方は。

～ 7名が挙手 ～

議 長 分かりました。それでは、Cの②の料金改定で進めて行きたいと思います。

委 員 この町の状況を見渡させていただくと、Cの②でいいのかなと思いますが、前提条件があって、いつ条例改正されるのか分かりませんが、毎年の収入状況、要はここで見込んだ収入の増分が、果たしてどんなふうに変化しているのか、この下水道運営審議会、おそらくこれは常置、毎年やっていたと思いますので、ここで必ず現状報告ですね、それを前提条件にお願いしたいと思います。

事務局 今のご意見につきまして、今回はこのように料金改定の議案なり検討があるときは、6回ぐらい開催させていただいています。また、そういう案件がない年につきましては、予算や決算がございますので、その時には審議会を開かせていただいて、経営状況の報告をさせていただいております。

今回、この料金改定につきましては、今後の流れ、後で申し上げる予定ではありましたが、ここで諮問をいただいて答申をとという形になれば、来年の1月に答申という形になりまして、3月の定例議会で条例改正をさせていただきます。それでまた、実際の改定につきましては28年の7月から料金改定をさせていただくというような予定でおります。

議 長 それでは、議題1の改定についてはこれで終わりにしまして、議題2の答申案について検討したいと思いますので、事務局より説明をお願いします。

<資料2>

○「はじめに」及び「1. 下水道使用料の対象経費の考え方について」を事務局より説明。

議 長 事務局より下水道使用料の対象経費の考え方についてということで説明がりましたが、この文面について何か意見がありましたらお願いします。

～ 意見等なし ～

議長 委員の皆様、事前に資料等を読んでいらっしゃると思いますので、よろしいでしょうか。それでは、「2. 使用料の算定期間」をお願いします。

○「2. 使用料の算定期間」及び「3. 下水道使用料の体系について」を事務局より説明。

議長 ただいま説明いただいた部分について、ご意見があればお願いします。

委員 2と3が事前に渡された資料を読んでも今一つ理解ができなかったのですが、まず算定期間が3年間というのは、そうなのでしょうけど、これを3年経ったら上げますとか、見直しますというように読み替えればよろしいのでしょうか。

事務局 基本的には3年で見直すという形でいけば、今回の改定については“平成28年度から平成30年度までの分です”というように理解をしていただければと思います。

委員 私たちの答申書だから、私たちがそれでOKしちゃったというように考えればよいのですか。

事務局 そうですね。基本的には、答申書は審議会からの答えというか意見ですので、ご理解をしていただきたいと思います。

委員 分かりました。あと、もう一つ、3番の体系のところですが、これは審議会でもだいぶ話をしたと思いますが、「多量排水者の排水が施設規模を増大させ」というところが、最初に負担しているから全員公平だよというような、敷地面積に応じて、受益者負担金があるから一律でというふうに話していたように記憶しているのですが、その辺を考えるとこの“施設規模を増大させるから（資本費を）増幅させる”という文書が、果たして料金そのものに引っかけてしまってよいのかどうか、そこが引っかかって。施設そのものが既に受益者負担金でやりましたよという説明を受けたような、定かな記憶ではないのですが、そうするとここでわざわざ多量排水者は施設が沢山あるのだから、もっと利用料を上げてもいいでしょうというような読み替えになってしまうと、この辺が文章の構成上引っかかりました。

事務局 “使用料がどのような組み立てでできているのですか”と、最初の時にご

質問がありまして、基本料があって、従量制があって、下水道使用料が分かりづらいなどといってご意見を交わさせていただいたのですが、二宮町の下水道使用料については、基本料金があって、各使用量のランク毎に使用された1 m³あたりの累進でやっていますという体系は崩さないというような形で書かせてもらったのが主です。

委 員 前の文書がいるのかなと。

事務局 今言われて気が付いたのですが、確かにそうですね。先程A、B、Cと出てますけど、多量排水者を考慮して少なくしているとか、多くしているとか判断（材料）にはしているところもあるのですが、こうやって文書にしてみると、そうですね。

委 員 整備にかかる資本費が今後増大するから、下水道を値上げするわけではないですよ。

事務局 そうですね。

委 員 そうすると、この文書はちょっと疑問なのです。少し引っかかる、「施設規模を増大」というところで、規模…

議 長 この件については、最終案まで任せていただけますか。

委 員 はい。

委 員 「2. 使用料の算定期間」のところ、今も話がありましたけども、「算定期間は平成28年度から平成30年度までの3年間とした」と、何かこう上から目線で決めつけるような、文章的にはするのですね。もしこれが審議員の答申書であるとするなら、私はこういう文書は書きたくない。もうちょっと柔らかい表現はできないかなと。例えば「算定期間は当面平成28年度から平成30年度までの3年間を目途とし、3年後に再度見直すようにする」とか、もうちょっと柔らかい文書でないと、これはあんまり押しつけがましいというか、3年後にまた値上げしますというようなニュアンスに取れないこともないので。そうなのでしょうけども、やはり文章としては、表現的にもう少し柔らかいものにならないかなという気がするのですが。

議長 では、それも含めて一任いただけますか。

委員 はい。

議長 では、4番をお願いします。

○「4. 下水道使用料の改定について」を事務局より説明。

議長 ただいま、使用料の改定について事務局より説明をしていただきました。質問、ご意見がありましたらお願いします。

委員 三段落目の「また」以降で、「水道使用水量」、これは確かに間違いではないのですが、これはやはり下水道使用料の諮問に対する答申ですから、ここは「下水道使用量」とすべきではないでしょうか。

事務局 下水道ですので排水量ですね。

委員 どのことですか。

事務局 9行目「また、近年、住民の節水志向の高まりや節水型機器の普及などにより」というところの後に今「水道使用水量」となっているところを「下水道排水量」という形で直させていただきます。

委員 その次も直すのですか。現行使用量のところを。

事務局 現行排水量ですね。では、これは直させていただきます。

委員 たいしたことではないのですが、“現行排水量のままで推移すると使用料の増収は見込めない”というところで引っかかりはないでしょうか。今までと一緒なら収入は一緒というような読み方にはならないでしょうか。

増収は見込めないということで、現状のままだから仕方がないと考えればいいわけですね。

前が減少傾向にあると受けているので、「まま」という。排水量が減少傾向にあるのだから、わざわざ「現行のまま」というのがどうでしょうかという。減少だから上げたいのですよね。

委員 「この状況で推移すると」ぐらいでいかがでしょうか。

事務局 そうですね。ここはまた見直しをさせていただきます。

議長 他にはよろしいですか。それでは次の「5. 下水道事業の健全経営について」をお願いします。

○「5. 下水道事業の健全経営について」を事務局より説明。

議長 5番目についていかがでしょうか。

～ 意見等なし ～

議長 よろしいですか。

～ 異議なし ～

議長 それでは、6番目の要望事項をお願いします。

○「6. 要望事項」について、事務局より説明。

議長 要望事項について、いかがですか。

委員 確認なのですが、2行目の「今後も下水道事業の健全な」私のものには「経営」と書かれているのですが、先程「運営」と…

事務局 すみません、「経営」でございます。

議長 要望事項、5項目出ていますが、いかがですか。

委員 4番の最後なのですが、「計画区域の見直しや汚水処理方法の検討に努められたい」ということで、汚水処理方法なのですが、これは実際は県で決めているのではないのですか。町の方で検討できるようなことではないような気がするのですが。

事務局 現在計画区域といいまして、二宮町の場合は市街化区域のところを整備させていただいております。今後の話でございますが、これからまだ計画に入っていない部分をどうするかということを検討に入っている最中でございます。また、国の方も色々方針が変わってきていまして、10年概成と言いまして、今後10年間でどのようなことができるかというようなものを、アクションプランというのです

けども、そういうものを作りなさいとかが出ています。そうしますと、汚水処理方法ということで、公共下水ということで整備しておりますが、今未整備区域のところとなると、浄化槽で対応するですとか、また色々他のものも出てくるかもしれませんが、そういうものも含めてということで、このような表現をさせていただいております。

議 長 細かいところですが、3番目の「未接続世帯等への接続勧奨」のところですけども、「更なる」というものを追加してもらえますか。今までもやっていたと思うけども、「更なる」とか「より一層」とか。

事務局 「未接続世帯等への“更なる”接続勧奨」、「より一層」とどちらがいいですか。

委 員 より一層の方が強い。

議 長 接続勧奨を前面に出してもらいたい。

委 員 何かと一緒にではなくて。

事務局 今のご意見ですと、項目立てをするということですか。

委 員 その方がいいかもしれません。

事務局 では、(3)と(4)の間に追加させていただいて、全部で6項目になるということですか。

委 員 強く言ってもらいたいからね。

事務局 では、接続勧奨の部分で独立した形とします。

議 長 他にどうですか。

委 員 先程も申し上げたのですが、(5)のところになると思うのですが、「概ね3年毎に使用料の見直しを検討されたい」の前になると思うのですが、“毎年度の経営状況の検証”という言葉もお願いできればと思います。

それともう一点、いわゆる経費の積算を含んだ計画というのは3年程度という

のが妥当だろうと思うのですが、いわゆる中長期的な視点、どこまで整備して、そうした時の水洗化率は100%には普通ならないので、どういう%で見て、そうするとその収入の状況がどうで歳出の状況はどうだというような、おぼろげでも、中長期を含んだ計画というのは今現在あるのですか。

事務局 中期経営計画があります。

委員 そういうもののご報告というものも、毎年の下水道運営審議会でご報告などいただいていたっけ。

事務局 たまたま今回中期経営計画の中間報告を10月にさせていただきましたので、あれが4年スパンでいっていますので、また2年で見直しになるような形です。

委員 単年度分の現状とその中長期的な視点にたった経営の方向性について明らかにするとか、この審議会でも教えてもらって、ある程度、何年後かにいきなり値上げではなくて、経営状況についてもつまびらかに明らかにしていくみたいな言葉が入るとありがたいなと思います。

委員 そうですね。むしろ今言われたようなことは（５）の中に一緒に入れるのではなくて、やはり新しい項目で中長期経営のビジョンを明らかにしてほしいというようなことを入れた方がいいですね。

事務局 一つの文書で全部含めてしまうと分からなくなってしまうので、独立した形で、そうすると先程のものを加えると項目が7つになるということですね。分かりました。

議長 他には、全部を通して何かありますか。

委員 資料1-1なのですが、金額についての単位がないので、一番上だけでも入れていただくと見やすいかなと思います。

議長 欄外に書いてあります。

委員 書いているのだけでも、パッと見ね。一行目だけでも書いてあると。

事務局 今資料1-1を見ていただいたので、答申書の別表、5ページのところになる

のですが、別表が区分ごとに新旧の表というような形になっています。先程の審議の結果Cの②の案で数字をご確認という形で入れさせていただきたいと思えます。今空欄となっていると思えます。

0 m³から16 m³までが、旧が1,560円となっているところで、新は1,764円です。差額として、値上げ額のところが204円です。2番目の16 m³を超え40 m³までのところが、116円のところが129円で値上げが13円、次が40 m³を超え60 m³までの136円のところが153円で17円、次が158円のところが179円で21円、次が170円のところが193円で23円、次が184円のところが209円で25円、7番目のところが198円のところが225円で27円、212円のところが241円で29円、227円のところが260円で33円という形になります。

1枚めくっていただいて、別表2です。これが1ヶ月あたりの料金となりますので、基本料金のところが、780円のところが882円の102円、下は同じになりますので、116円のところが129円で132円、136円のところが153円で17円、158円のところが179円で21円、170円のところが193円で23円、184円のところが209円で25円、198円のところが225円で27円、212円が241円で29円、227円が260円で33円という形になります。よろしいでしょうか。

2ヶ月、1ヶ月のところは基本料金のところが変わるだけですので、1 m³あたりの単価は変わらないという形でございます。

資料に付けさせていただいておりますが、答申書には審議会委員の印鑑をいただきたいと思えますので、次回の時には印鑑を押していただけるような準備をお願いします。認め（印）で結構でございます。

最後のところでございます。付属資料という形で上げさせていただいております。これについては、今までの審議経過の結果を書かせていただいております。第1回といいますと、平成27年1月30日を第1回にして勉強会という形でやらせていただいて、第1回から本日については第6回のところでございます。来月、これから日程を決めますけども、第7回ということで答申という形をとらせていただければと思っております。資料2については以上でございます。

委員 6ページのところ、説明のところに「旧使用料単価に改定率13.1」の後に%が2つある。

事務局 ありがとうございます。

事務局 あと一点申し訳ございません、最後のページですが、付属資料の第7回のところ、日付を平成28年に訂正をお願いいたします。

議長 それでは、議題2については終わりにします。今までの意見を踏まえた上で、事務局には修正案を出していただきたいと思います。

次に、その他を議題にいたします。事務局から何かありますか。

事務局 答申書につきましては、今ご意見いただいた内容を直させていただいて、また事前に送付できるような形でさせていただければと思います。今後日程を決めさせていただいて、その時に答申をするというような形で、答申をする前に皆さんに審議をしていただいて、その場で完成するようであればそこで町長へ答申書を手渡しするような形を考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

事務局 そうすれば、日にちが決まった段階で町長の予定を抑えさせていただいて、会場は第一会議室ですので、ここで町長にお渡しするような形を考えております。

事務局 資料の最後に開催日程調整という形で、予定日を書かせていただいております。事前に聞かさせていただいた委員さんもいらっしゃいますが、この18、19、20、21日辺りでご都合を伺いたいと思います。

<各委員の都合を確認したところ、次回は1月19日(火)午後1時30分から開催することとなった>

事務局 ご報告と言いますか、ご案内です。下水道公社で、毎年下水道に係る作品コンクールを、小学生を対象に行っています。ポスター、作文、書道に二宮小学校、山西小学校、一色小学校が参加させていただいております。今回作文の部で、二宮小学校から作文を出された子が最優秀賞をいただき、2月7日の表彰式で朗読をするという名誉をいただいているので、ご紹介をさせていただきます。

因みに、このコンクールにつきましては、全部門で4,543点応募があります。作文の中では、97点作品の応募がありまして、その中で最優秀賞を受賞しました。ポスターの部は781点ございましたが、ポスターの部では入賞がありませんでした。書道の部では3,665点の応募があり、1名が入賞されました。ですので、そのお二人の方については、表彰式に出席いただいて、公社の理事長より表彰状をいただくことになっております。

毎回、賞を受け表彰された場合は広報で紹介しているのですが、今回最優秀賞を受賞しましたので、もうちょっと皆さんにご紹介できるような形を担当課としては考えております。

なお、最優秀賞者は二宮小学校の児童で、「くず川と下水道」というタイトル

です。

事務局 皆様色々ご審議いただいておりますが、委員の任期というものが2年ございます。3月でございますので、まだ来月ございますけども、再任のご意向については、随時個々に相談させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、本日の予定された議題は全て終了しましたので、事務局に進行を返します。

事務局 委員の皆様には、長時間のご審議をありがとうございました。本日いただいたご意見を参考に答申書を直させていただいて、最終的に答申という形ができるようにさせていただきたいと思っております。これをもちまして、本日の運営審議会は閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

以 上